

# 服装規則の改定について

## (競技者の服装) 第2条



(1)上半身に着用する衣服(以下「ユニフォーム」という。)は、スポーツに適したものとし、袖のついたものとする。

## (服装の種類及び表示義務) 第3条



(1)連盟(学生連合の場合、所属連合)制定のユニフォームは、所属連盟の都道府県名(学生連合の場合、所属連合名)、氏名を明記すること。

(2)前号以外のユニフォームは、所属連盟の都道府県名、氏名を明記すること。

3 各連盟及び各地区連合の競技会でのユニフォームは、それぞれの規定に従い、必要項目を明示すること。

4 同条第1項、第2項、第3項に定める表示は、表示の位置、大きさ、字体を問わないが、一般的に識別可能な表示とすること。

### 【解釈】

都道府県(学生連合)名、氏名は英字表記・漢字・かな表記を問いません。

筆記体(くずした書体)の場合は判読できることが必須です。




5 本協会ワッペンは、ユニフォームの左胸につけること。

※左図のとおり

## 服装規則の改定について

	<p>6 本協会会員と公益社団法人日本プロボウリング協会（以下「JPBA」という。）会員の両資格を有する競技者は、前項に定めるワッペンの正面向かって右側（横並び）に JPBA ワッペンをつけること。</p> <p>※左図のとおり ※各地区ブロック大会及び本国体でも JPBA ワッペンの着用が可能です。</p>
---	---

### (デザイン・表示) 第4条

 <p>着脱可能なら デザインとは見なさないので チーム内に貼り付けている選手と 貼り付けていない選手の混在可</p> <p>デザインと見なさない貼付方法の例 ・両面テープ ・安全ピン ・ピンバッジ</p>	<p>(1)所属連盟（学生連合の場合、所属連合）または個人の契約に基づく商業上の識別表示（スポンサーや勤務先の名称、称号、商標、ロゴ、その他特有の表示）をユニフォームに表示するとき、ワッペンによる貼付はユニフォームのデザインとみなさない。ただし、あらかじめユニフォームに表示（プリント、刺繍等）されたものはデザインとみなす。</p> <p>【解釈】 随時着脱できる形式で貼り付けられているものをワッペンとします。別布による表示であっても、ユニフォームに縫い付けるなど一体化している場合はデザインとみなします。</p>
---	--

### 商業上の識別表示について

従来の服装規則には「商業上の識別表示については製造メーカーの物に限られ、1品目1箇所しか表示してはならず、その大きさは12平方センチメートル以内とする。シューズについては6平方センチメートル以内とする。」という規定がありましたが、新しい服装規則では商業上の識別表示に関する規制を緩和いたしました。

商業上の識別表示に関する規定は、一部大会を除いてなくなりましたが、競技規則第137条における「過度の商業宣伝マーク」は引き続き禁止となっています。スポンサーのロゴマークや勤務先名の表示は可能ですが、下記のような商業宣伝は禁止です。

#### 過度な商業宣伝マーク一例

『（商品名）を●●●●円で販売中！詳細は（電話番号・URL）まで！』

# 服装規則の改定について

## 特定の選手に関する事項

各条文内に、学生連合会員、全日本ナショナルチーム・ユースナショナルチームメンバー、ジュニアジャパンメンバー、シニアジャパンメンバーに関する記載があります。該当する選手は予めご確認ください。

## 服装規則別表について

従来 of 別表は、当協会主催大会ごとに着用可能なユニフォームのカテゴリーを示していましたが、新しい服装規則及び別表では、ユニフォームのカテゴリーをなくし、主催大会ごとに必要項目を明示すれば良い形に変更しています。

連盟制定ユニフォーム以外はその他のユニフォーム（第3条第1項第2号）とし、チーム戦では、ユニフォームが統一（一部例外あり）され、必要項目が明示されていれば問題ありません。無論、これまで着用していたユニフォームは引き続き着用が可能ですし、各加盟団体内で支部やクラブユニフォームを作成・着用いただくことは可能です。

## 選手権競技会規程第 418 条について

条文内に「本協会の承認を受けたユニフォームを着用すること」とありますが、服装規則に合わせて、次回理事会で改定を行う予定です。

そのため、新しい服装規則の施行日以降、当協会の承認を受けていないユニフォーム（第3条第1項第2号ユニフォーム）であっても、選手権競技会で着用を認めることといたします。